



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 4 月 15 日(水)

在職老齢年金の支給停止調整額アップによる厚生年金への影響

在職老齢年金とは？

在職老齢年金とは、厚生年金の被保険者かつ受給者の「加給年金を除く老齢厚生年金の月額と標準報酬月額+過去 12 か月に支給された賞与平均月額(総報酬月額)」が、支給停止調整額を超えた月は超過額の半額の老齢厚生年金が支給停止される制度です。

なお、平成 19 年 4 月以降に 70 歳に達した方で、厚生年金の被保険者資格喪失後も在職している場合、70 歳以降も在職老齢年金による調整対象となっています。

この在職老齢年金は、従来から高齢者の就業意欲を削ぐものと批判されていますが、老齢年金の支給目的である「稼得能力の低下」の影響が小さい方にも満額の老齢厚生年金を支給すべきかとの考え方もあるため、制度は存続しています。

ちなみに、在職老齢年金で支給停止された部分の年金は繰下げ加算の対象にならず、将来加算されることもありません。

支給停止調整額は 51 万円から 65 万円に

令和 8 年 4 月より、在職老齢年金の支給停止調整額は、令和 7 年度の 51 万円から 65 万円へ 14 万円引き上げられます。

これは支給停止調整額の基である支給停止基準額が、令和 7 年の法律成立時に 48 万

円から 62 万円に引き上げられ、令和 7 年度以降の名目賃金上昇率 1.044 を乗じた後、万円未満を繰り上げて算出された結果、支給停止調整額が 65 万円となっています。

支給停止調整額の引き上げによる効果

厚生年金の受給額は、標準報酬月額(加入期間全体)の平均と賞与(平成 15 年 4 月以降)の平均月額の合計額に一定率(5.481/1000)と加入月数を乗じて計算します。例えば、標準報酬月額の平均と賞与平均月額の合計が 50 万円、40 年(480 月)加入した場合の年金受給額は年額約 132 万円となり、月額約 11 万円となります。

この場合、令和 7 年度の支給停止調整額 51 万円では、月額 40(51-11)万円までの報酬や賃金なら年金は停止されませんでした。

令和 8 年度は、月額 54(65-11)万円までの報酬であれば厚生年金は停止されず、昨年度比で年間 168 万円報酬を増やしても厚生年金は全額受給可能となります。



在職老齢年金で厚生年金が停止されるのは納得いきません